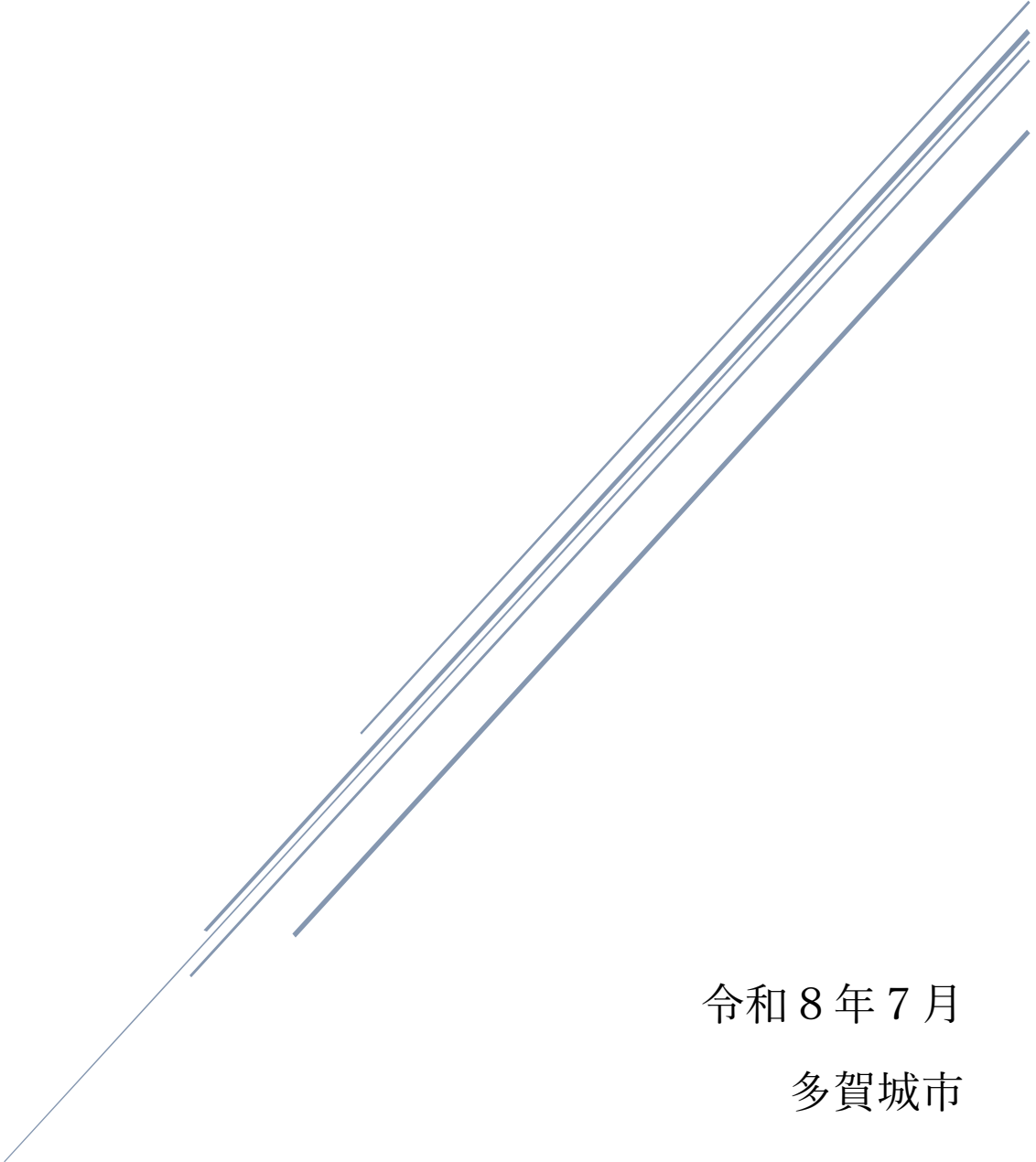


多賀城市児童発達支援センター運営業務

委託事業者 募集要領



令和8年7月

多賀城市

目次

1. 募集の趣旨	1
2. 業務内容	1
3. 予算上限額	1
4. 委託料の支払方法	1
5. 企画提案（プロポーザル）参加資格	1
6. 応募の抹消	2
7. 受託候補者募集要領等の掲載	2
8. 施設見学会	3
9. 募集要領等の内容に関する質問の受付及び回答	3
10. 参加表明書等の提出 提出書類1部	4
11. 企画提案書等の提出に関する質問の受付及び回答	4
12. 企画提案書等の提出 提出書類2部（正本＋副本）	5
13. ヒアリング審査会	6
14. 選定審査について	7
15. 契約の優先交渉権者の決定と契約の締結	8
16. その他	8
17. スケジュール	9

1 8. 資料及び様式、提出書類の体裁	9
1 9. 問合せ先及び各種書類の提出先	10

1 募集の趣旨

児童発達支援センターは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条で規定する「地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術が必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設」である。

当該施設の利用者は、主に発育発達に不安のある児童及び障害のある児童並びにその保護者であり、当該施設の運営にあたっては、利用者家族が安心して子育てができ、自己実現を図ることができるよう、専門的かつ高度な支援技術が必要である。

今般、当該施設における支援の質を継続的に確保することを目的として、上記内容に対応できる最適な運営事業者を選定するため、企画提案（プロポーザル）方式による事業者選定を実施する。

2 業務内容

- (1) 業 務 名：令和9年度多賀城市児童発達支援センター運営業務
- (2) 業務内容：別紙「多賀城市児童発達支援センター運営業務委託仕様書」のとおり
- (3) 実施場所：多賀城市伝上山一丁目1番3号
- (4) 委託期間：令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）
（なお、契約締結日から令和9年3月31日までは、業務の実施に向けた業務準備及び引継ぎを行うものとする）

3 予算上限額

本業務委託の予算上限額を364,986,000円以内とする。

（内 訳）	令和9年度	121,662,000円
	令和10年度	121,662,000円
	令和11年度	121,662,000円

4 委託料の支払方法

原則として、均等分割による検査後払いとする。

5 企画提案（プロポーザル）参加資格

参加者は、次のすべての要件を満たしていることとする。

- (1) 法人格を有すること。

- (2) 仕様書に定める委託業務の実施体制を整備できること。
- (3) 令和 9 年 4 月 1 日から運営を開始できること。(引継ぎ期間あり)
- (4) 児童福祉法第 21 条の 5 の 24 の規定による指定の取消を受けていないこと。また、同法に規定する罰則規定の適用を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (6) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 応募事業者の役員等で、破産者及び禁錮以上の刑に処された者がいないこと。
- (8) 多賀城市による建設工事請負業者等指名停止措置又は指名保留措置を、募集開始の日から締切日までの間に受けていない者。
- (9) 多賀城市による暴力団排除に関する措置を、募集開始の日から締切日までの間に受けていない者。
- (10) 募集開始日から起算して、前 2 年以内に電子交換所による取引停止処分を受けていない者又は前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していない者。
- (11) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)上の更生手続き開始の申立てを開始した者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による更生手続き開始決定がなされている者。
- (12) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)上の再生手続き開始の申立てをした者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による再生手続き開始決定がなされている者。
- (13) 多賀城市に課税客体のあるものにあつては、市税の滞納がない者。
- (14) 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がない者。
- (15) 過去 2 年間(令和 6 年度から令和 7 年度までの期間)に国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体が発注する本業務と同種又は類似の業務の受託実績があり、かつ、応募日現在に運営していること。

6 応募の抹消

応募した事業者が応募受付の締切日から選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募を抹消し、選考審査の対象から除外する。

- (1) 提出期間内にすべての応募書類が提出されなかった場合
- (2) 募集要領に違反又は著しく逸脱した場合

7 受託候補者募集要領等の掲載

本事業の募集要領等に係る各種様式・資料の掲載を次のとおり実施する。

掲載場所	多賀城市ホームページに掲載（各自ダウンロードのこと。）
掲載期間	令和８年７月２８日（火）午前９時００分から ８月３１日（月）午後４時３０分まで

８ 施設見学会

以下の日時で施設見学会を開催します。※参加は必須ではありません。

受付期間	令和８年７月２８日（火）午前９時００分から 令和８年８月 ３日（月）午後４時３０分まで
受付方法	電子メールにて申し込みを行うこと。 件名は「多賀城市児童発達支援センター施設見学会申込み（法人名）」とし、下記の内容を本文に記載すること。 【記載事項】 ・法人名 ・申込者氏名 ・参加希望人数 ・連絡先（電話番号、メールアドレス）
開催日時	令和８年８月５日（水） 午前１０時００分から午前１１時００分まで
場 所	多賀城市児童発達支援センター「太陽の家」 〒９８５－０８７２ 多賀城市伝上山一丁目１番３号

９ 募集要領等の内容に関する質問の受付及び回答

募集要領等の内容に関する質問を、次のとおり受け付ける。

受付期間	令和８年７月２８日（火）午前９時００分から 令和８年８月１４日（金）午後４時３０分まで
受付方法	質問書（様式第１号）に記入の上、電子メールにて提出すること。 件名は「多賀城市児童発達支援センター運営業務に係る問合せ（法人名）」とすること。 なお、質問書提出後、質問書の到達確認を電話により行うこと。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。
送 付 先	多賀城市役所 保健福祉部 介護・障害福祉課 障害福祉係（西庁舎４階） 電子メール：syougai@city.tagajo.miyagi.jp

回答方法	質問に対する回答は、質問者に直接回答するとともに、多賀城市ホームページに掲載する。
------	---

1 0 参加表明書等の提出

(1) 参加希望者は、以下のとおり書類を各 1 部提出すること。

提出方法	窓口持参（郵送不可） ※来庁前に事前に連絡すること。持参は代理人でも可。
受付期間	令和 8 年 7 月 2 8 日（火）午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 8 月 3 1 日（月）午後 4 時 3 0 分まで
提出書類	次の書類を各 1 部提出すること。 ア 企画提案（プロポーザル）参加表明書（様式第 2 号） イ 法人の登記事項証明書 ウ 法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書又は領収書（直近 1 年分の写し） エ 市税の納税完納証明書または、それに類する書類（応募申込み日以前、3 か月以内に発行されたもの）
提出先	多賀城市中央二丁目 1 番 1 号 多賀城市役所 保健福祉部 介護・障害福祉課 障害福祉係（西庁舎 4 階）

(2) 参加表明受付期間終了後、参加表明のあった者について参加資格審査を行い、その結果を通知します。また、参加資格を満たした者には、企画提案等の提出を要請します。

1 1 企画提案書等の提出に関する質問の受付及び回答

企画提案書等の提出に関する質問を、次のとおり受け付ける。

受付期間	令和 8 年 9 月 7 日（月）午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 9 月 1 1 日（金）午後 4 時 3 0 分まで
受付方法	質問書（様式第 1 号）に記入の上、電子メールにて提出すること。 件名は「多賀城市児童発達支援センター運営業務に係る問合せ（法人名）」とすること。 なお、質問書提出後、質問書の到達確認を電話により行うこと。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。
送付先	多賀城市役所 保健福祉部 介護・障害福祉課 障害福祉係（西庁舎 4 階） 電子メール：syougai@city.tagajo.miyagi.jp

回答方法	質問に対する回答は、質問者に直接回答するとともに、多賀城市ホームページに掲載する。
------	---

1 2 企画提案書等の提出

参加者は、仕様書等に基づき、考え得る最適な方策を企画提案等により提案するものとする。企画提案は1法人につき1件とし、以下の書類を提出することとする。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式第3号）
- イ 法人の概要（様式4号－1）
- ウ 法人の事業実績の概要（様式第4号－2）
- エ 定款、寄付行為等、規約その他これに類する書類
- オ 法人の財務状況に関する書類（直近3年分の損益計算書及び貸借対照表等）
- カ 市税の納税完納証明書又は、それに類する書類（直近3か月以内を取得した原本）
- キ 予定人員配置及び従業員予定職員名簿（様式第4号－3）
- ク 配置予定職員経歴書（様式第4号－4）及び資格証の写し
- ケ 多賀城市児童発達支援センター運営業務に関する事項（収支計画・開設日程）（様式第5号）
- コ 多賀城市児童発達支援センター運営業務提案に関する事項 1（様式6号－1）
- サ 多賀城市児童発達支援センター運営業務提案に関する事項 2（様式6号－2）
- シ 多賀城市児童発達支援センター運営業務提案に関する事項 3（様式6号－3）
- ス 参考見積書（様式第7号）

※書類提出時には、仕様書に定める人員を確保できないが、委託事業者として決定した後に、不足する人員の確保を予定している場合「キ 予定人員配置及び従業員予定職員名簿（様式第4号－3）」に、人員確保のための計画、手段等が分かる書類を添付すること。

(2) 留意事項

- ア 提出書類は、正本1部、副本1部（副本は写し可）とする。
- イ 提出書類は、「1 8 資料及び様式、提出書類の体裁」のとおりとする。
- ウ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

- エ 提出された書類は、軽微なものを除き変更することができない。
- オ 提出された書類は、返却しない。
- カ 申込みを取り下げの場合は、参加辞退届出書（様式第8号）を提出すること。また、申込みの提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合も同様とする。
- キ 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ・提出書類の内容に虚偽の記載があった場合。
 - ・選定の公平性に影響を与える行為があった場合。
 - ・本要領に違反すると認められる行為があった場合。
 - ・見積書に記載された金額が、上限額を上回っている提案。

提出方法	窓口持参 ※来庁前に事前に連絡すること。持参は代理人でも可。
受付期間	令和8年9月 7日（月）午前9時00分から 9月30日（水）午後4時30分まで
提出先	多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所 保健福祉部 介護・障害福祉課 障害福祉係（西庁舎4階）

1.3 ヒアリング審査会

- (1) 提出された企画提案について、次のとおり提案者へヒアリング（審査員による質疑を含む。）を行う。（時間等の詳細は、別途通知する。）

なお、企画提案書の提案者が多数いた場合には、内容の審査を行い、ヒアリング参加者を選定し、通知する。

※プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は10分程度。

※説明のための簡易な追加資料（パワーポイント資料等）については、使用・配布を認める。

※「1.3 選定審査について」の審査の視点に基づき、説明すること。

開催日時	令和8年11月19日（木）実施予定 時間未定 ※詳細は、別途通知する。
場 所	西庁舎第1委員会室

- (2) ヒアリングを欠席するとともに、企画提案（プロポーザル）の参加を取りやめようとする者は、ヒアリング実施日前日の午後4時30分までに、参加辞退届出書（様式第8号）に記入の上、持参又は郵送（配達証明付き書

留郵便により、提出期限まで必着のこと。) で提出すること。

- (3) ヒアリングを欠席した者は、企画提案（プロポーザル）を辞退したものとみなす。

1.4 選定審査について

- (1) 審査は、市が設置する「多賀城市児童発達支援センター運営業務委託事業者選定委員会」において、受託候補者選定基準に基づき、審査項目ごとに企画提案書及びヒアリングを総合的に審査し、本業務に最も適した提案を行った事業者を選定する。

(2) 審査項目

項目	審査の視点
① 応募事業者に関する事項（法人等）	
ア 経営の安定性	財務諸表の収支状況等により、経営状態が安定していると認められるか。
イ 業務実績	児童発達支援業務等の運営実績はあるか。
② 運営計画等に関する事項	
ウ 事業所運営の基本方針	各種計画等を理解し、公の機関としての役割を理解した運営方針か。
エ 事業所運営の具体的計画	施設の役割を理解した理念や行動指針、障害児療育の考え方等
オ 運営体制及び職員配置	組織体制、職員配置体制ができているか。（欠員発生時の対応、専門職を含め）
カ 職員研修	研修計画、人材育成等の計画が具体的か
キ 危機管理（事故防止・安全対策）	事故発生時及び予防体制に対する対応はできているか
ク 障害児支援の中核的役割	4つの役割を理解し、事業展開を考えているか
ケ 地域支援	利用者や地域の障害児施設等との連携協力体制及び支援体制についての考え方
コ 児童発達支援	療育、訓練内容や考え方
サ 親子療育事業	児童の発達と保護者が適切な療育ができるよう指導・体制の考え方

シ 保育所等訪問支援	保育所等との環境調整やアセスメントの考え方
ス 障害児相談支援（総合相談）	計画作成時のニーズ把握やモニタリング、保護者からの相談や情報提供の考え方
セ 巡回相談	保育士等への助言、連携の考え方
ソ 関係機関巡回支援	地域の支援力向上及び関係機関との連携に向けた取り組みに対する考え方
タ 啓発研修	市内の障害に対する理解及び保育所等職員の発達支援に係る資質の向上に向けた取り組みに対する考え方
チ 運営改善や新たな取り組み	運営改善や新たな取り組みに対する考え方
ツ 事業所の情報発信	情報発信の具体的な考え方
③ 見積金額に関する事項	
テ 見積り金額	見積り金額は適正か。

(3) 受託候補者の選定

審査会での結果、最高得点の企画提案書を提出した者を受託候補者とする。審査の結果、合計が10分の6に満たない場合は、該当者なしとする。

なお、最高得点者が2者以上あった場合は、事業提案に関する事項の合計点の高い方の事業者を選定する。事業提案に関する事項の合計点が同点の場合は、見積金額が低い方の事業者を選定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、参加者全員に対して審査終了後、書面にて通知する。

1 5 契約の優先交渉権者の決定と契約の締結

受託候補者に選定された者は、契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。ただし、指名停止等のやむを得ない事情により契約を締結できないときは、次点の評価を得た者を優先交渉権者とする。

受託候補者と本市は、多賀城市契約規則（平成8年多賀城市規則第16号）による所定の手続きを経て、業務委託契約を締結するものとする。

1 6 その他

(1) 企画提案書の作成、その他企画提案の参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 応募状況等の問合せには、一切応じない。

(3) 提出された書類は、事業者選定目的以外で使用されることは無い。

ただし、多賀城市情報公開条例（平成１０年多賀城市条例第２２号）の公開の対象となる。

１７ スケジュール

	事務等	日程・締め切り
１	実施要領の公表・配布期間	令和８年 ７月２８日（火）から ８月３１日（月）まで
２	施設見学会	８月 ５日（水）
３	募集要領等の内容に関する 質問の受付	７月２８日（火）から ８月１４日（金）まで
４	募集要領等の内容に関する 質問への回答	７月２８日（火）から ８月２１日（金）まで
５	参加表明書の受付期間	７月２８日（火）から ８月３１日（月）まで
６	参加資格審査の結果通知	９月上旬予定
７	企画提案書等の内容に関する 質問の受付	９月 ７日（月）から ９月１１日（金）まで
８	企画提案書等の内容に関する 質問への回答	９月 ７日（月）から ９月１８日（金）まで
９	企画提案書等の受付期間	９月 ７日（月）から ９月３０日（水）まで
１０	ヒアリング審査会	１１月１９日（木）
１１	審査結果の通知	１１月下旬
１２	審査結果の公表	１１月下旬
１３	契約締結日（予定）	１２月中
１４	業務引継ぎ期間	令和９年 １月から３月まで
１５	委託業務開始	４月 １日（木）

１８ 資料及び様式、提出書類の体裁

(1) この企画提案（プロポーザル）に関する資料及び様式等は、以下の表のとおり多賀城市ホームページに掲載する。

様式第１号	質問書
様式第２号	企画提案（プロポーザル）参加表明書
様式第３号	企画提案書

様式第4号-1	法人の概要
様式第4号-2	法人の事業実績の概要
様式第4号-3	予定人員配置及び従業予定職員名簿
様式第4号-4	配置予定職員経歴書
様式第5号	多賀城市児童発達支援センター事業業務運営に関する事項（収支計画・開設日程）
様式第6号-1	多賀城市児童発達支援センター事業業務提案に関する事項 1
様式第6号-2	多賀城市児童発達支援センター事業業務提案に関する事項 2
様式第6号-3	多賀城市児童発達支援センター事業業務提案に関する事項 3
様式第7号	参考見積書
様式第8号	参加辞退届出書

(2) 提出書類の体裁

提出書類は、以下のとおり体裁を整えること。

- ・全体の目次を付ける。
- ・ページ番号を付ける。
- ・項目ごとに仕切り紙を入れ、文字表記のインデックスを付ける。
- ・全体をフラットファイル等で綴る。
- ・添付書類で写しを提出する場合、下記の例に従いすべて代表者名による原本証明をすること（正本のみで可）。

この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

法人名 ○○ ○○

代表者名 ○○ ○○ 印

19 問合せ先及び書類の提出先

多賀城市役所 保健福祉部 介護・障害福祉課
障害福祉係（西庁舎4階）

〒985-8531

多賀城市中央二丁目1番1号

電話：022-368-1478（係直通）

電子メール：syougai@city.tagajo.miyagi.jp